

台風・地震等における児童の登下校方法について

1 台風等異常気象時の対応

(1) 児童が登校する前に「岡崎市」に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合

①午前6時までに警報解除	平常通り始業
②午前11時までに警報解除	午後1時から始業（給食なし） 【班の集合時刻】 例：通常時7:10（始業8:10の1時間前）に集合する班 →集合時刻は始業1時間前の午前12時00分
③午前11時を過ぎた後に警報解除、または引き続き解除されない場合	臨時休業

※①・②の場合でも、道路や橋の破壊、河川の増水等で、登校が困難であると保護者が認める場合は登校をさせず自宅にて待機してください。

※登校が難しいと判断された場合は、①理由（状況）②待機の居所を、確実に学校へ連絡してください。（通学班の班長等へも、必ずその旨を連絡してください）

※警報解除後も、天候や通学路等の状況によっては登校を控えていただく場合があります。その場合は、学校配信メールにてお知らせします。

(2) 児童の登校後に「岡崎市」に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合

①安全に帰宅が可能	授業を中止し、速やかに集団下校
②帰宅困難	当該児童は校内に待機 必要に応じて保護者への迎え等を依頼

※①の場合の下校時刻等は、学校配信メールにてお知らせします。

※警報の発令で児童が下校したとき、ご家庭で児童だけにならないようご配慮ください。

(3) 「特別警報」が「岡崎市」に発表された場合

①登校前に発表	登校しない 特別警報解除後も、安全に登校できると判断できるまでは登校しない
②登校後に発表	児童の生命及び安全を確保するため、学校に留め置く

※②の場合、基本的には警報発令中は、児童は学校にとどまります。お迎え等をお願いする場合は、学校配信メールにてお知らせします。

(4) 防災気象情報「大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮」が発表された場合

種 類	登校前	登校後
レベル5 「特別警報」	自宅待機	学校に留め置く *校内の安全な場所に移動
レベル4 「危険警報」	自宅待機	学校に留め置く *校外の避難所への移動 *必要に応じて保護者への迎え等を依頼
レベル3 「警報」 レベル2 「注意」	平常授業	平常授業

※「レベル4」でお迎え等をお願いする場合は、学校配信メールにてお知らせします。

(裏面に続く)

(5) 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」が発表されていないが、大雨等の異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

登校前	校区全体の災害状況等により、安全に登校することが心配であると判断した場合	学校配信メールにて、登校時刻の変更、休業や授業中止等などの対応についての伝達
	居住する地域の災害状況等により、安全に登校できないと判断した場合	当該児童を自宅待機とし、登校させない
登校後	帰宅困難	該当児童を校内に留め置く 必要に応じて保護者への迎え等を依頼

※いずれの場合も、道路や橋の破壊、河川の増水等で、登校が困難であると保護者が認める場合は登校をさせず自宅にて待機してください。

※登校が難しいと判断された場合は、①理由(状況) ②待機の居所を、確実に学校へ連絡してください。(通学班の班長等へも、必ずその旨を連絡してください)

2 地震発生時及び南海トラフ地震等に関連する情報が発表された場合

(1) 事前に情報なしで地震が発生した場合

【在宅時】

- ・震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休業となる。
- ・授業再開の時期など、必要に応じて保護者に連絡する。

【在校時】

- ・児童の生命及び安全確保に努める。
- ・必要に応じて、学校の状況や引き渡しの依頼等を保護者に連絡する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合

- ・原則として、通常通り教育活動を行う。
- ・校外活動については、発表後の出発は一時見合わせる。校外での活動中の場合は、いつでも帰校できるよう準備をする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

- ・原則として、通常通り教育活動を行う。
- ・校外活動については、発表後の出発は一時見合わせる。校外での活動中の場合は、いつでも帰校できるよう準備をする。

(4) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

- ・安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童を速やかに帰宅させる。
- ・校外活動については、発表後に出発する場合は延期(中止)。校外で活動中の場合は、速やかに帰校する。
- ・部活動は中止。
- ・校長が必要と判断した場合には、臨時休校とする。

(5) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)

- ・通常通り教育活動を行う。



岡崎市緊急防災メールサービス
「防災くん(登録サイト)」

3 その他

- ・警報の発令などで児童が下校した際は、「学区子どもの家」の利用はできません。
- ・公的通信・連絡・情報の収集・伝達等のため、学校への電話は必要最小限にして下さい。

(連絡先：岡崎市立竜谷小学校 教頭 53-3865)